

下野市議会タブレット端末導入・運用業務委託仕様書

1. 業務名

下野市議会タブレット端末導入・運用業務委託（以下「本業務」という。）

2. 目的

本業務は、タブレット端末と議案書や議会関係資料等の電子データを用いた会議システムを導入し、文書保存・管理の効率化とペーパーレス化を推進するとともに、資料等の閲覧や議員と事務局との通信連絡手段として活用するなど、議会運営の効率化を図ることを目的とする。また、タブレット端末は、議場はもとより市内外の広範囲で使用できるようにすることで、議員活動の活性化を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和5年9月30日までとする。

4. 基本方針

下野市議会（以下「本市」という。）が本業務に求める基本方針は以下の項目とする。

- (1) 機器等の故障や不具合等への速やかな対応
- (2) 情報セキュリティの確保
- (3) 平易かつ高い視認性を持つシステム
- (4) 安定した通信環境の確保
- (5) 紙媒体の代用となりえる簡易な操作性及びメモ機能等の付属
- (6) 事務局、議員同士の連携に対応できる幅広い拡張性

5. 業務の種類

本業務の内容は、以下の項目を一括して提案するものとする。

- (1) タブレット端末、アクセサリ及び周辺機器（以下「タブレット端末等」という。）
- (2) アプリケーション等
- (3) データ通信等
- (4) 議会システム（クラウド型サービス）
- (5) 講習会（タブレット端末講習会、議会システム利用者講習会）

6. 業務の内容

(1) タブレット端末等

全て新品を納品すること。また、本物品についてはレンタルとする。

数量及び規格等

ア. タブレット端末 23台

）Wi-Fi+セルラーモデル

）画面サイズ 11インチ以上

- ）容量 64GB 以上
- ）重量 500グラム以下（本体のみ）
- ）充電器 + 充電用ケーブルが付属されていること。
- ）日本国内で提供されている4G/LTE 回線が使用できること。
- ）色は、全て同一色とすること。

イ．タッチペン 23本

ウ．タブレット専用カバー 23台

- ・スタンド機能のあるものとする。

エ．画面保護フィルム 23枚

設定等

ア．初期設定に必要な事項は、本市と協議の上、決定すること。

イ．作業前に作業計画書を作成し、本市と事前に協議すること。

ウ．1台毎に管理番号を付することとし、管理台帳を作成すること。

エ．管理番号をタブレット端末にラベル貼付すること。

オ．初期設定（必要なアプリケーションのインストールを含む）を行うほか、タブレット専用カバーの装着や保護フィルムの貼り付け等も行い、すぐ使用できる状態で納品すること。

カ．1台毎に、メールアドレス・IDを付与すること。

（2）アプリケーション等

アプリケーション

ア．メッセージ配信機能を提供すること。なお、提供にあたっては、管理者から送信するメッセージ配信について、個人が特定できる開封確認の機能を備えていること。

イ．カレンダー機能を提供すること。なお、提供にあたっては、個人のスケジュール入力などの管理のほか、議会スケジュールを共有できること。また、その初期設定を実施すること。

ウ．アプリケーションストアからは、ハードウェアメーカーの審査で認められたアプリケーションのみがインストールできること。

端末管理サービス（MDM）

ア．盗難・紛失時に、タブレット端末に対して遠隔操作でロックが可能なこと。

イ．盗難・紛失時に、タブレット端末に対して遠隔操作でのデータ消去が可能なこと。

ウ．SIMカードの抜き差しを検知できること。

エ．料金の請求は、通信料と一括請求とすること。

（3）データ通信等

ア．通信回線23回線を提供すること。

イ．データ通信については、全ての回線で、1回線毎の通信量とし、1ヶ月あたり2GB以上の通信量を含むこと。また、最低でも2GBまでは通信速度が制限されないこと。

ウ．データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず定額であ

ること。

エ．前日までの回線毎使用データ量を専用システムで閲覧できること。

オ．通信料金を専用システムで当月料金（概算）及び前月確定料金を閲覧でき、請求データを CSV 出力可能なこと。

（４）議会システム

基本要件

ア．シンプルな画面構成で直感的な操作が可能なシステムであること。

イ．管理者の負担が最小限のものとなるよう配慮されていること。

ウ．選挙による議員の入れ替えなどによる利用者の変更に柔軟に対応できるシステムであること。

エ．議会システム上に登録する資料は個人情報など重要な内容を含むため、情報セキュリティ面に十分配慮すること。

オ．タブレット端末 23 台のライセンス費用を含むこと。（ライセンス台数の追加を行う場合、何台単位で対応可能か「企画提案書（任意様式）」に記載すること。その際、別途費用が発生する場合は併せて記載すること。）

カ．保存データ容量は 10 GB 以上とすること。（容量の追加を行う場合、何 GB 単位で対応可能か「企画提案書（任意様式）」に記載すること。その際、別途費用が発生する場合は併せて記載すること。）

機能要求事項

資料の管理及び円滑な会議の進行に必要な機能を有するシステムとする。詳細は下野市議会タブレット端末導入・運用業務委託機能要件確認書（別記様式 1）の機能要求事項を参照すること。

（５）講習会（タブレット端末講習会・議会システム利用者講習会）

タブレット端末講習会

ア．日程 タブレット端末導入後の令和 2 年 10 月（中旬～下旬）とし、本市と協議の上、決定する。

イ．対象者 議員・議会事務局職員 25 名程度

ウ．時間及び回数 2 時間程度の講習会を 1 回開催するものとする。

エ．内容

）基本操作（端末起動、画面の操作、アプリの使用方法、カメラ操作、インターネット検索、メール、スケジュール機能、メッセージ機能等）

）質疑応答

議会システム利用者講習会

ア．日程 タブレット端末導入後の令和 2 年 10 月（中旬～下旬）とし、本市と協議の上、決定する。

イ．対象者 議員・議会事務局職員 25 名程度

ウ．時間及び回数 2 時間程度の講習会を 1 回開催するものとする。

エ．内容

）議会システムの利用方法

) 質疑応答

講習会資料

-) 研修時の資料については、本市と協議の上、作成し、当日資料は必要部数を印刷して用意すること。
-) 講習会時の資料については、今後のマニュアルとしても使用するため、書式を整え、本市で加筆訂正ができるワード、エクセル、パワーポイントのいずれかにより作成された電子データでも納品すること。

7. 共通事項

(1) 保守・運用支援

本市からの問い合わせに対応する窓口を設置すること。

契約期間中、円滑な運用ができるようサポート体制を確保し、操作支援を行うこと。

保守・運用支援・障害対応の担当者・連絡先等を記載した体制図を作成し、本市へ提出すること。変更があった場合には体制図を修正し、速やかに本市へ提出すること。

問い合わせ方法及び対応時間については、本市と別途協議する。ただし、タブレット端末の故障・修理・水漏れ時の修理及び全損・盗難・紛失時については、365日24時間対応できる補償サービスを付けること。また、問い合わせ受付後、接続確認を行い、必要なアプリケーションの設定等の初期設定等を済ませた代替品を速やかに届けること。

議会システムに障害が発生した場合、原則、当日（時間帯によっては翌開庁日）に担当者を本市に派遣し、障害の解消に当たること。復旧が難しい場合は本市と協議の上、対応策を提案すること。

(2) セキュリティ

第三者による不正使用または情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。

(3) 請求及び支払方法

通信料金の請求は月額で払うものとし、全回線分を一括請求すること。

初期設定及び附属品の費用は、令和2年度として一括請求することとし、タブレット端末代金、補償サービス等の料金の請求は通信料金と一体で月額で支払うものとする。なお、タブレット端末代金は36か月で分割した額とすること。

ユニバーサル料は、基本料の中に含めること。

議会システムに関する費用（初期設定料を除く）は、月額で支払うものとする。

(4) マニュアルの作成

以下のマニュアルを作成し、紙媒体23部（ただし、については紙媒体6部）、CD-R等（電子データ）1枚を納入すること。

タブレット端末設定マニュアル

議会システム説明書

利用者操作マニュアル

管理者操作マニュアル

(5) 納入

運用開始予定は、令和2年10月15日(木)とし、初期設定作業等に要する期間を考慮し、本市と相談の上、納入日を決定する。

納入の際は、本市が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、本市の検査を受けること。

不要な梱包材は引き取り及び処分を行うこと。

機器の搬入の際、安全管理について市と十分に協議し、事故のないように注意すること。

納入時確認作業は下記のとおりとする。

ア．インターネットの接続確認(各タブレット端末毎)

イ．各種アプリケーションの起動確認

ウ．議会システムの起動確認

(6) その他

過去3年以内に他自治体議会で同種又は類似業務の実績があること。

本業務の履行にあたっては、次の関係法令を遵守すること。

ア．下野市個人情報保護条例

イ．下野市情報公開条例

本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上決定するものとする。

本仕様書に定める事項について、本市の指示又は設備上重大な問題が発生した場合には協議の上、変更可能とする。